

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第9条 (略) (添付資料等の作成等) 第10条 入札参加者等が第9条第1項に規定する添付資料、第15条第1項に規定する工事費内訳書及び第22条第1項第2号に規定する資格審査に必要な資料（以下「添付資料等」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した添付資料等を保存する電子ファイルの形式は、次表のいずれかを推奨環境とするが、発注機関が指定することでもできるものとする。ただし、いずれであっても、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。 表 (略) 2～4 (略) 5 同条第1項に規定する添付資料等の電子ファイルは、前表の推奨環境にかかわらず発注機関によりファイルを開くことができるものを有効とし、発注機関によりファイルを開くことができないものは、第27条第3項第6号と見なし入札の無効とする。なお、推奨環境以外の電子ファイルの開封の保証はおこなわないものとする。 第11条～第31条 (略) 附 則 (略) <u>本要綱は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年 3月29日 24建企第642号)</u> 様式第1号～第7号 (その2) (略)	第1条～第9条 (略) (添付資料等の作成等) 第10条 入札参加者等が第9条第1項に規定する添付資料、第15条第1項に規定する工事費内訳書及び第22条第1項第2号に規定する資格審査に必要な資料（以下「添付資料等」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した添付資料等を保存する電子ファイルの形式は、次表のいずれかを推奨環境とするが、発注機関が指定することでもできるものとする。ただし、いずれであっても、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。 表 (略) 2～4 (略) 5 同条第1項に規定する添付資料等の電子ファイルは、前表の推奨環境にかかわらず発注機関によりファイルを開くことができるものを有効とし、発注機関によりファイルを開くことができないものは、第27条第1項第12号と見なし入札の無効とする。なお、推奨環境以外の電子ファイルの開封の保証はおこなわないものとする。 第11条～第31条 (略) 附 則 (略) 様式第1号～第7号 (その2) (略)

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
様式第8号 (第6条の2第2号関係) 入札執行通知書 (電子入札における紙通知用) 様 年 月 日 契約担当者 印 工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえ、参加されたく通知します。 記 1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等 5 現場説明の日時場所 6 入札書等の提出期間 7 開札の日時場所 8 入札保証金 免除する。 9 最低制限価格 設定 10 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。 11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。 12 入札の無効 長崎県建設工事電子入札実施要綱に定める第13条の2第6項、第27条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、15、21、22及び23に定める内容に違反したとき。 13 本通知中の企業情報について誤りがある場合は、電子入札参加申請情報の変更を行っていないか、ICカードの登録を行っていない可能性があり、入札書提出前までに速やかに手続きを行うこと。(手続等については、電子入札ヘルプデスクに問い合わせること。) 14 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出すること。 15 本工事に關する入札、契約締結は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行い、代理人によるものは認めないものとする。 16 直接指名を受けた者は当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。ただし、その者が代理人を立ち会わせるときは、立ち会い及び引き引きに係わる委任行為を示す委任状を提出すること。 17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。 18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。 19 入札書受付締切日時までに入札書の提出がない場合については入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退とみなす。 20 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。	様式第8号 (第6条の2第2号関係) 入札執行通知書 (電子入札における紙通知用) 様 年 月 日 契約担当者 印 工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえ、参加されたく通知します。 記 1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等 5 現場説明の日時場所 6 入札書等の提出期間 7 開札の日時場所 8 入札保証金 免除する。 9 最低制限価格 設定 10 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。 11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。 12 入札の無効 長崎県建設工事電子入札実施要綱に定める第13条の2第6項、第27条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、15、21、22及び23に定める内容に違反したとき。 13 本通知中の企業情報について誤りがある場合は、電子入札参加申請情報の変更を行っていないか、ICカードの登録を行っていない可能性があり、入札書提出前までに速やかに手続きを行うこと。(手続等については、電子入札ヘルプデスクに問い合わせること。) 14 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出すること。 15 本工事に關する入札、契約締結は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行い、代理人によるものは認めないものとする。 16 直接指名を受けた者は当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。ただし、その者が代理人を立ち会わせるときは、立ち会い及び引き引きに係わる委任行為を示す委任状を提出すること。 17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。 18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。 19 入札書受付締切日時までに入札書の提出がない場合については入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退とみなす。 20 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。 21 配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日より前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3ヶ月以内に退職した者)を退職日から3ヶ月以内に直接的に雇用し、雇用期間満期後免除申立書の提出がなされたとき連続して3ヶ月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 22 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。 23 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることは、次の要件をすべて満たしておかなければならない。 イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。 ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。 ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業者との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札執行日を含めて連続して3ヶ月以上)にあること。 24 工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い及び下記代金等の未払いを行った者の入札参加規制に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。 25 その他入札及び契約等に関する事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び長崎県建設工事電子入札実施要綱の定めるところによる。 26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。 27 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象案件である。なお、本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。 28 特記事項 (1) 設計図書等については、入札書投函開始日の前日17時までに(公財)長崎県建設技術研究センターからダウンロード又はCDの郵送により入手すること。なお、設計図書等を入札書投函開始日の前日17時までに(公財)長崎県建設技術研究センターから入手していない者及び入手した設計図書等を当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供した者の行った入札は無効となる。 ※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示願います。工事費内訳書の合計額は、必ず入札額と同額とします。 (注意事項) 本様式は、建設工事で最低制限価格を設定し、技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事の例となっているため、次の場合は以下のように読み替える。 (1) 技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事に該当しない場合は、26を削り27、28を1ずつ繰り上げ26、27とする。 (2) 技術者の事前届出ありの場合。	格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。 21 配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日より前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3ヶ月以内に退職した者)を退職日から3ヶ月以内に直接的に雇用し、雇用期間満期後免除申立書の提出がなされたとき連続して3ヶ月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 22 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。 23 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることは、次の要件をすべて満たしておかなければならない。 イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。 ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。 ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業者との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札執行日を含めて連続して3ヶ月以上)にあること。 24 工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い及び下記代金等の未払いを行った者の入札参加規制に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。 25 その他入札及び契約等に関する事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び長崎県建設工事電子入札実施要綱の定めるところによる。 26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。 27 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象案件である。なお、本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。 28 特記事項 (1) 設計図書等については、入札書投函開始日の前日17時までに(公財)長崎県建設技術研究センターからダウンロード又はCDの郵送により入手すること。なお、設計図書等を入札書投函開始日の前日17時までに(公財)長崎県建設技術研究センターから入手していない者及び入手した設計図書等を当該建設工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供した者の行った入札は無効となる。 ※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示願います。工事費内訳書の合計額は、必ず入札額と同額とします。 (注意事項) 本様式は、建設工事で最低制限価格を設定し、技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事の例となっているため、次の場合は以下のように読み替える。 (1) 技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事に該当しない場合は、26を削り27、28を1ずつ繰り上げ26、27とする。 (2) 技術者の事前届出ありの場合。
21 中「配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)」は、「建設業法第26条第3項の規定により配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)」に改め、「さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置予定技術者は、当該入札者と入札執行通知日より前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。」を削る。	21 中「配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)」は、「建設業法第26条第3項の規定により配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)」に改め、「さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置予定技術者は、当該入札者と入札執行通知日より前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。」を削る。

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1) 上記(2)でリサイクル法対象工事 28を29とし、22から27を1ずつ繰り下げ、22として次を加える。さらに12中「13, 14, 15, 21, 22 及び23」とあるのは「13, 14, 15, 21, 23 及び24」に読み替える。 22 入札に参加しようとする者は、前項に規定する配置予定技術者について別添配置予定技術者の 届出書及び配置技術者と3ヶ月以上の雇用関係を証する書面を、郵送にて入札の3日前まで(長 崎県の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く)に届けること。 2) 上記(2)でリサイクル法対象工事に該当しない場合。 26を削り22から25を1ずつ繰り下げ、上記の22を加える。さらに12中「13, 14, 15, 21, 22 及び 23」とあるのは「13, 14, 15, 21, 23 及び24」に読み替える。 様式第9号(その1)～様式9号(その2)(略)	1) 上記(2)でリサイクル法対象工事 28を29とし、22から27を1ずつ繰り下げ、22として次を加える。さらに12中「13, 14, 15, 21, 22 及び23」とあるのは「13, 14, 15, 21, 23 及び24」に読み替える。 22 入札に参加しようとする者は、前項に規定する配置予定技術者について別添配置予定技術者の 届出書及び配置技術者と3ヶ月以上の雇用関係を証する書面を、郵送にて入札の3日前まで(長 崎県の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く)に届けること。 2) 上記(2)でリサイクル法対象工事に該当しない場合。 26を削り22から25を1ずつ繰り下げ、上記の22を加える。さらに12中「13, 14, 15, 21, 22 及び 23」とあるのは「13, 14, 15, 21, 23 及び24」に読み替える。 様式第9号(その1様式9号(その2)(略)